

参加希望者 様

独立行政法人水資源機構 分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 レンタカー(ワゴン車)単価契約
- 2 保 管 場 所 福岡県朝倉市江川1660-67 独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所
- 3 履 行 期 間 契約締結の翌日 から 令和7年9月30日 まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出してください。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加条件 別添仕様書の業務が実施可能であること。
- 3 見積書等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。また、**見積書には項目毎の金額がわかるように、見積内訳書(様式)の添付をお願いします。**項目毎の金額がわかれば任意の様式でも差し支えありません。
 - 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
 - 3)提出期限 令 和 7 年 7 月 9 日 10時 まで
 - 4)提 出 先 独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所
TEL 0946-25-0113 FAX 0946-25-0133
 - 5)担 当 者 経理課 見上
 - 6)質 問 書 令 和 7 年 7 月 4 日 10:00 まで
提出期限 ※質問書の回答については、翌日12:00までにホームページ上に掲載します。
 - 7)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年7月9日15:00までとします。
 - 8)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載して下さい。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。**
- 5 そ の 他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)請負代金の支払いについては、履行の都度、履行確認後の支払となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。
 - 4)見積合わせに参加を希望する者は、見積参加希望届(別紙)をFAXにて送信下さい。

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

- 1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。
- 2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積依頼書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
〇〇工務店	¥500,000-	0	123	$123 + 4 = 127$ $127 \div 2\text{者} = 63 \text{ 余り } 1$ 余り「1」とくじ用順位「1」が合致する $\Rightarrow$ △△組が契約の相手方となる
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
〇〇工務店	¥500,000-	0	123	$123 + 4 + 1 = 128$ $128 \div 3\text{者} = 42 \text{ 余り } 2$ 余り「2」とくじ用順位「2」が合致する $\Rightarrow$ ◎◎工業が契約の相手方となる
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	
◎◎工業	¥500,000-	2	1	

見 積 参 加 希 望 届

独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所が発注する案件について、見積合わせに参加したいので、「オープンカウンター試行実施説明書」に承諾し、見積参加希望届を提出します。

発 注 件 名			
会 社 名			
担 当 者 名			
住 所			
電 話 番 号			
ファクシミリ番号			
く じ 用 数 値	※ 同価格の最低価格が複数あった場合に必要となりますので、任意の数字3文字を記載して下さい。		
宛 先	独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 経理課 見上 電 話 番 号 0 9 4 6 - 2 5 - 0 1 1 3 (代表) ファクス番号 0 9 4 6 - 2 5 - 0 1 3 3		

(様式)

見積内訳書

(件名)レンタカー(ワゴン車)単価契約

		予定数量 (A)	料金(税抜) (B)	計 (A) × (B)
ワゴン車	6時間まで	1台	円	円
	12時間まで	1台	円	円
	24時間まで	1台	円	円
	以後1日につき	1日	円	円
	超過料金 (1時間につき)	1時間	円	円
	免責補償料 (1日につき)	3台	円	円
合計				円
消費税(円未満切り捨て)				円
総合計 (見積書に記載する金額と同一金額として下さい)				円

レンタカー（ワゴン車）単価契約 仕様書

第1節 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所（以下「発注者」という。）が施行する「レンタカー（ワゴン車）単価契約」に適用する。

第2節 概要

本業務は、広報業務等で職員等を運送するために、発注者が受注者の所有するワゴン車を借り上げ使用するものである。

第3節 履行期間

契約締結の翌日から令和7年9月30日まで

第4節 車両の仕様

レンタカーの仕様は、次のとおりとする。

ワゴン車・・・10人乗り以上

第5節 予定数量

本業務は、履行期間中において単価契約するものとし、予定数量については、次のとおりとする。ただし、予定数量は、概算の見込み数量であり、当該数量の契約を約束するものではない。

なお、予定数量には、土・日・祝日での使用も含むものとする。

ワゴン車

項 目	予定数量
6 時間まで	1 台
12 時間まで	1 台
24 時間まで	1 台
以後 1 日につき	1 日
超過料金（1 時間につき）	1 時間
免責補償料（1 日につき）	3 台

※実施予定日：令和7年7月21日(月) 及び8月、9月に各1回

第6節 車両の予約方法

発注者は、車種及び利用日時等の所要の事項を記載した書面により、レンタカーの予約を申し込むものとし、受注者の受諾を持って予約の成立とする。予約した内容を変更する場合も同様とする。

第7節 車両の受渡場所

朝倉市、うきは市、小郡市、朝倉郡筑前町又は三井郡大刀洗町内に存する受注者の営業所とする。

（レンタル中は受取用の普通乗用車1台を受注者敷地内に駐車する場合がある。）

第8節 燃料の取扱

1. 受注者は、受注者の負担においてレンタカーの燃料を満タンにして発注者に貸し渡すものとする。
2. 利用期間中の燃料は、全て発注者が負担するものとし、受注者へレンタカーを返還する際は燃料を満タンにするものとする。

第9節 保険補償額

受注者は、次の各号に掲げる保険及び補償を満たすレンタカーを発注者に貸し渡すものとし、使用中の事故については、その保険及び補償により賠償等の責任を負うものとする。

なお、別途免責補償制度へ加入することとする。（※免責補償制度に加入することで下記免責額の支払いが免除される。）

- (1) 対人・・・・・・1名：無制限
- (2) 対物・・・・・・1事故：無制限（免責5万円※）
- (3) 車両・・・・・・1事故：時価（免責5万円、ただしマイクロバスは10万円※）
- (4) 人身傷害・・・・1名につき3,000万円まで

搭乗者の自動車事故によるケガ（死亡・後遺障害を含む）につき、運転者の過失割合に関わらず、損害額を補償する。

第10節 疑義等

この仕様書に定めのない事項及び記載内容について疑義が生じた場合は、発注者及び受注者で協議を行い、別途定めるものとする。

以上